

大阪市淀川区役所電子番号表示機、番号発券機等設置及び広告掲載業務仕様書

1. 事業名称

大阪市淀川区役所電子番号表示機、番号発券機等設置及び広告掲載業務

2. 事業の目的

本業務は、電子番号表示機及び番号発券機等を設置するとともに当該機器に広告を掲載することにより、市民サービスの向上、わかりやすく効果的な情報提供、電子番号表示機等に係る保守費用等の削減及び広告料収入による本市歳入の確保並びに地域経済の活性化に寄与することを目的に行政財産を活用した広告事業を行うものである。

3. 電子番号表示機及び番号発券機等の構成及び機器仕様等

(1) 電子番号表示機及び番号発券機等の構成

NO	機器	設置場所（別図1、2参照）	台数
1	番号表示ディスプレイ	区役所1階待合	2台
2	行政情報及び広告用ディスプレイ	区役所1階待合	3台以内
		区役所4階待合	1台以内
3	交付番号呼出機	区役所1階住民登録担当窓口	1台
4	コードリーダー	区役所1階住民登録担当窓口	1台
5	番号発券機	区役所1階待合	1台
		区役所4階待合	1台
6	受付番号呼出機（固定型）	区役所1階住民登録担当窓口	8台
	受付番号呼出機（スマホタイプ）	区役所4階保険年金担当窓口	4台
7	受付番号呼出表示機	区役所1階住民登録担当窓口	6台
		区役所4階保険年金担当窓口	2台
8	バックヤード用パソコン	区役所4階保険年金担当内	1台
9	インターネット公開機能・来庁時間予約機能		一式

(2) 機器仕様等

NO	機器、性能	仕様等
1、2	番号表示用、行政情報及び広告用ディスプレイ	ア. 番号、行政情報、広告情報が表示できること。また、交付用ディスプレイはテロップ画面表示が可能であること イ. 番号表示とともに音声案内を同時に行うことができること。（行政情報及び広告を表示するディスプレイは音声

		なしとする。) ウ. 呼び出されたが未対応の番号は継続的に表示し、窓口対応中の番号と未対応の番号が分かりやすく表示されていること エ. 4 階保険年金担当窓口の受付状況も本ディスプレイに表示できるようにすること オ. 日本語以外の言語（英語、韓国語、中国語、ベトナム語等）の表示及び呼び出しが可能であること カ. 別紙図面のサイズに収まるモニターを壁面に設置すること
3	交付番号呼出機	ア. 窓口カウンター内に設置し、バーコード等で入力対応可能なものとし、当該コードを読み込むことで、指定の交付番号の表示が開始されること イ. 窓口担当者の操作により、表示中に交付番号を消去できること
4	コードリーダー	コードを読み取り、交付番号を表示すること。 コードリーダーは複数の担当者がスムーズに操作できる仕様とすること
5	番号発券機	ア. タッチパネルによる操作方式で、タッチパネル上の業務から選択することで、受付番号用紙（受付番号や窓口番号を印字した用紙）が発券され、その際に附番された受付番号が番号表示用ディスプレイに表示されること イ. 選択できる業務は 4 業務以上であること ウ. 業務数、業務名の変更が機器設置後も任意に設定できること エ. 受付番号用紙に「インターネット公開機能・来庁時間予約機能」による Web サイトの QR コード等を印刷できること オ. 受付番号用紙のスタート番号は、日付変更時に自動的に初期化されるもの カ. 待ち人数、待ち時間、対応時間等の統計データが集計できること キ. 1 ～9999 の番号が発券できること
6	受付番号呼出操作機	ア. 窓口カウンター内に設置し、簡易な操作で受付番号の呼び出しができること イ. 任意の番号を入力して呼び出しが可能であること ウ. （住民登録担当）固定型 エ. （保険年金担当）無線で操作可能であること
7	受付番号呼出表示機	ア. 1 ～9999 の番号が表示できること イ. 受付番号を表示するとともに、音声案内を同時に行う

		ことができること
8	バックヤード用 パソコン	ア. 窓口状況を把握できること イ. 待ち人数、待ち時間、対応時間等の統計データをCSV形式データで出力できること ウ. 予約状況を把握できること
9	インターネット 公開機能・来庁 時間予約機能	ア. スマートフォン、パソコン等からアクセスできるWebサイト上にて、受付番号を公開し、待ち人数と呼出状況の確認ができること イ. 受付番号発券後、順番が近づいてきたらメールでお知らせができること ウ. 来庁時間を指定して事前に予約できるサービスを有すること

(3) その他

- ア 必要となる最低限の機器は(2)のとおりであるが、その他番号案内のために必要とされる機器、配線等その装備一式は適宜導入すること
- イ 番号発券機用の紙やバーコードを貼付したクリアファイル等の消耗品は一定の期間で取り替えや補充をすること
- ウ 表示時間については開庁時間内を基本とする。なお、表示時間外はタイマー等により自動的にON/OFF出来るよう設定すること

4. 電子番号表示機の設置、撤去等

(1) 設置主体

電子番号表示機に広告掲載を行う広告取扱事業者（以下「広告取扱事業者」という。）は、電子番号表示機、番号発券機等を設置すること。

(2) 設置時期

本市担当職員と調整の上、設置時期を決めること。ただし、業務に支障が出ないよう平日の開庁時間終了後を基本とする。

(3) 設置工事

- ア 転倒・落下等がないよう安全面には万全を期し、利用者の導線の邪魔にならないよう、十分配慮して配線を行うこと
- イ 配線工事に関しては、可能な限り天井裏を通る配線とし、建物構造上出来ない場合は、モール等を使用し壁伝いに配線すること
- ウ 詳細については事前に現地調査し、本市担当者と十分に協議すること

(4) 費用負担

電子番号表示機、番号発券機等の設置、撤去、保守管理に係る費用は広告取扱事業者の負担とする。

なお、電子番号表示機、番号発券機等の使用に係る電気代については、大阪市淀川区役所の負担とする。

(5) 設置時の支援体制

- ア 支援体制、支援拠点を明確にし、当該場所に統括者を配置し対応すること

- イ 全機器設置完了後、本市担当職員と各機器の動作確認テストを行うこと
- ウ 作業中に疑義が生じた場合及び、本市が受付業務遂行上、設置場所の変更が必要と判断した場合は、本市担当職員と調整のうえ、現地で速やかに対応すること
- エ 設置の際に、本市に対して納入物品に関する操作説明を行うこと
ただし、実施スケジュール詳細については本市と調整すること。
- オ 各機器の不具合について、サービスセンター等の応対窓口を提示すること
- カ 日本語による操作説明書及び動作上必要な付属品を添付すること
- キ 操作確認期間中（設置後 1 週間）は、納入物品に対する設定内容の調整等の技術サポートを実施すること

（６）保守管理

- ア 適切な整備、部品の交換により、機器を良好な状態に保つこと。また、適切な整備、部品の交換を行っても機器の良好な稼動が確保されない場合は、直ちに同等以上の性能を有する代替機を設置すること
- イ 故障の発生時、本市からの修繕依頼の受理後、速やかに到着できる保守体制が確立されていること
- ウ 修繕依頼連絡先を機器等の分かりやすいところに表示しておくこと

（７）撤去（現状回復義務）

業務期間終了時には機器を全て撤去し、原状回復すること

5. 広告取扱事業者の業務の内容

- （１）電子番号表示機、番号発券機（ソフトウェアを含む）等一式を設置し、無償で使用するとともに適切に保守管理を行うこと
- （２）広告掲載希望者の募集、広告の作成、調整及び広告主の決定を行うこと
- （３）広告枠の掲載内容については、掲載予定日の 10 営業日前までに広告原稿を本市へ提出すること。また、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- （４）掲載する広告について、大阪市淀川区役所広告掲載審査委員会の承認を受けた上、電子番号表示機で放映すること
- （５）その他、上記に付帯する連絡・調整を行うこと

6. 使用許可期間

使用許可の期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、当初許可の日から 5 年を超えない範囲（令和 13 年 3 月 31 日）で年度毎に更新することができる。

更新しない場合は、許可期間終了の 3 か月前までに書面にて意思表示すること。

更新する場合には、許可期間終了の 30 日前までに行政財産使用許可申請書を提出すること。

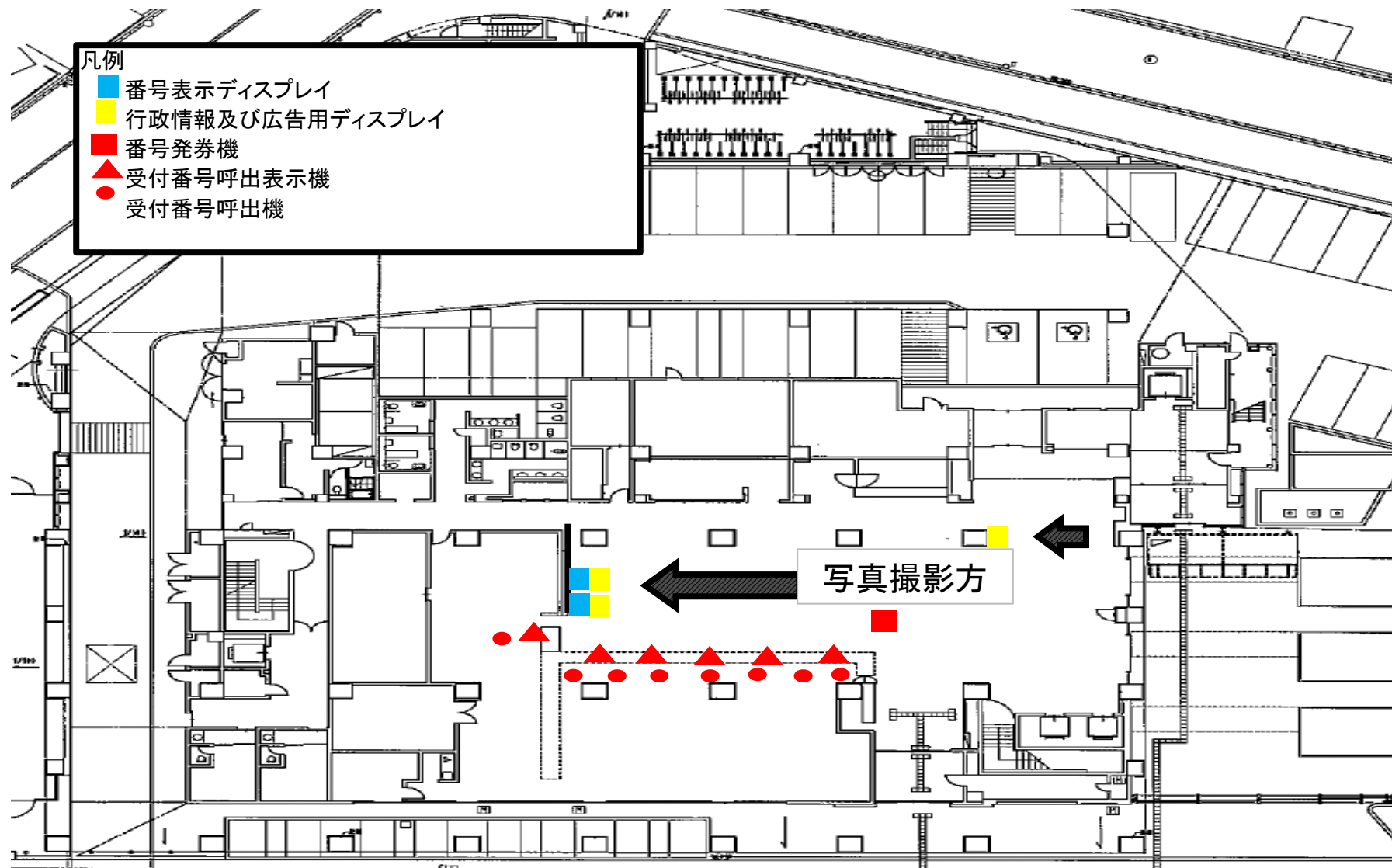
7. 支払条件

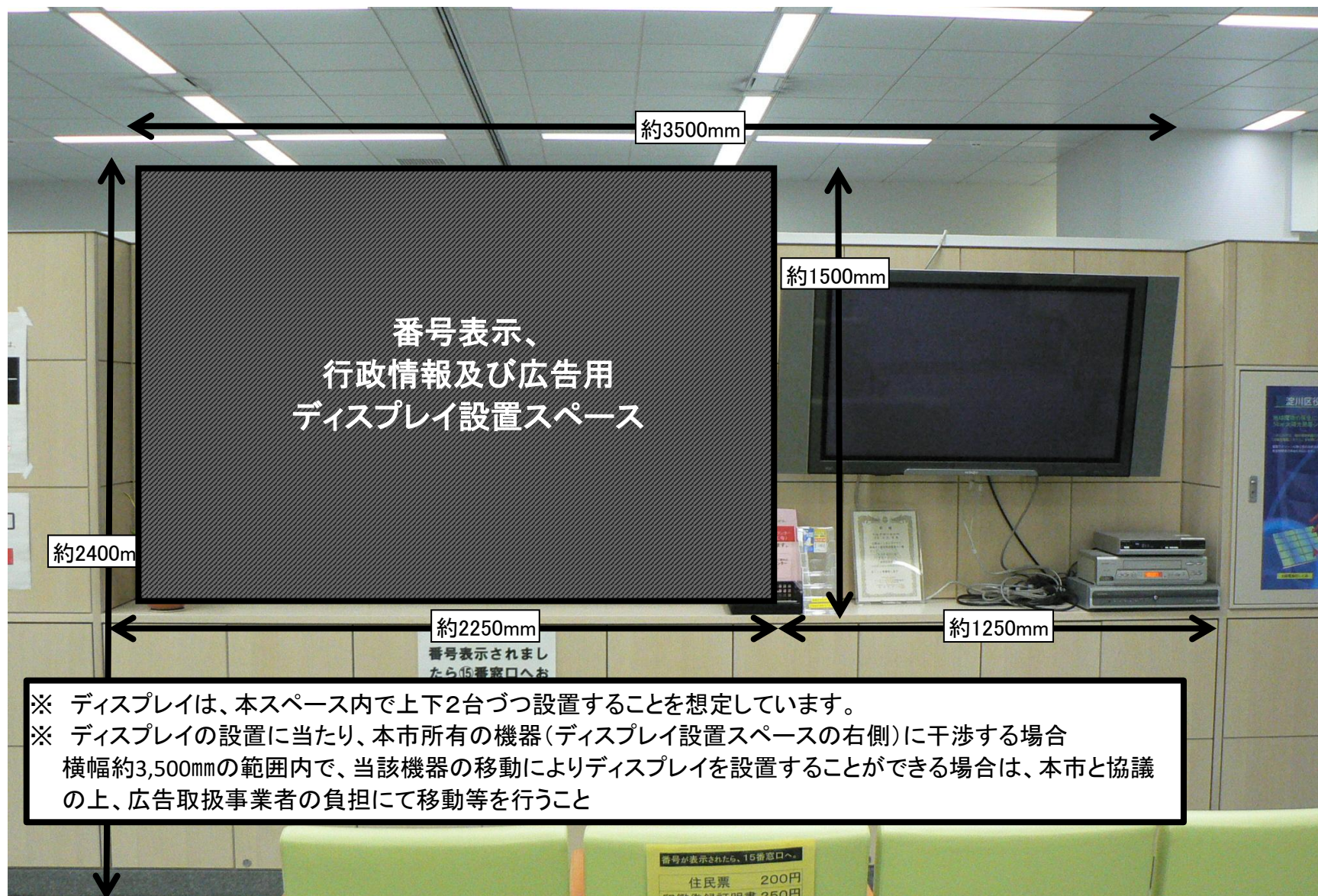
広告取扱事業者は、本市の発行する納入通知書により期日までに使用料を支払うこと。

ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

8. 附則

- (1) この仕様書に定めるもののほか、業務遂行に関して必要な事項は条例等、大阪市行政財産広告取扱規則及び大阪市淀川区役所行政財産広告掲載要領に定めるところによるものとする。
- (2) 広告取扱事業者は、本市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意をはらうこと。
- (3) 広告取扱事業者は、大阪市淀川区役所の指示により行政財産使用許可の申請を行うこと。
- (4) この仕様書に明記されていない細部の事項については、大阪市淀川区役所の指示に従うこと。
- (5) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。





- ※ ディスプレイは、本スペース内で上下2台ずつ設置することを想定しています。
- ※ ディスプレイの設置に当たり、本市所有の機器(ディスプレイ設置スペースの右側)に干渉する場合 横幅約3,500mmの範囲内で、当該機器の移動によりディスプレイを設置することができる場合は、本市と協議の上、広告取扱事業者の負担にて移動等を行うこと



